

○財務省告示第百九十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十六年五月七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年六月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第百十七回、第百十九回、第百二十一回、第百二十四回、第百三十二回、第百三十四回、第百三十五回、第百四十回及び第百四十四回）、利付国庫債券（三十年）（第二十回、第十五回、第十六回、第二十回、第二十二回、第二十三回、第二十七回、第三十五回、第三十七回、第三十八回及び第三十九回）及び利付国庫債券（四十年）（第五回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行			

五	募入決定の	方	法	割り当てる。	さ	い	も	の	か	ら	う	ち	の	利	回	り	格	差	の	小
六	発行額	額	面金額	額	割	り	当	て	る	。	さ	い	も	の	か	ら	う	ち	の	利
七	払込金額	額	内訳	別表	の	九	百	八	十	六	億	円								
八	最低額面金	額	五	万	千	円														
九	振替単位	位	の	記	載	又	は	規	定	に	よ	る	振	替	口	座	簿			
十	発行行日	日	す	る	。	整	数	倍	の	金	額	に	よ	る	も	の	と			
十一	発行価格	格	出	し	た	金	額													

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十三 二
の経利
払過
込利
み子率

(一) 別表のとおり
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加した額を払込
式により払い出すものとする。
期日に行い、対象債の金額、利率の
各発行行対象債の面額、利率の子
総額×各発行行対象債の面額、利率の
100×各日発行の発行日か、発行日
支規に於ける支場合には、発行日
に係る所得税が源泉徴収され

(二)

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第二回） （付） （国庫） （債券） （第十回） （第四十回） （）	一・七%	平成九年四月二十四日	百四億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （債券） （第十五回） （）	一・七%	平成三年四月二十四日	五億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （債券） （第十四回） （）	一・八%	平成三年四月二十四日	三百二十八億
（利付） （第二回） （付） （国庫） （債券） （第十二回） （）	一・七%	平成十年四月十二日	百九十億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （債券） （第十四回） （）	二・〇%	平成十年四月二十二日	二百九十二億
（利付） （第二回） （付） （国庫） （債券） （第十二回） （）	一・八%	平成九年四月二十二日	百五十六億
（利付） （第二回） （付） （国庫） （債券） （第九回） （）	一・八%	平成六年四月二十二日	五十五億円
（利付） （第二回） （付） （国庫） （債券） （第七回） （）	二・一%	平成三年四月二十二日	四億円

（別表）

十八 元利金支 利回り）とする。
 十九 払場所 日本銀行
 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十六年五月七日

（利付第三十国庫債券） （第四十五回）	（利付第三十国庫債券） （第九回）	（利付第三十国庫債券） （第八回）	（利付第三十国庫債券） （第七回）	（利付第三十国庫債券） （第五回）	（利付第三十国庫債券） （第四回）	（利付第三十国庫債券） （第三回）	（利付第三十国庫債券） （第二回）	（利付第三十国庫債券） （第一回）	（利付第三十国庫債券） （第六回）	（利付第三十国庫債券） （第五回）	（利付第三十国庫債券） （第一回）	（利付第三十国庫債券） （第一回）
二・〇%	一・九%	一・八%	一・九%	二・〇%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	一・一%	一・五%
日年平三成 月六二十四	日年平六成 月五二十五	日年平三成 月五二十五	日年平九成 月五二十四	日年平九成 月五二十三	日年平九成 月四二十八	日年平六成 月四二十八	日年平三成 月四二十八	日年平九成 月四二十七	日年平九成 月四二十六	日年平六成 月四二十六	日年平三成 月四二十五	日年平三成 月四二十五
四十一億円	円百五十九億	五十億円	億二百二十四	円二百十五億	九十三億円	百億円	二十五億円	円百三十四億	円二百七十億	二十七億円	二十億円	億四百九十四